

議案第 104 号

久喜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

久喜市放課後児童クラブ条例（平成22年久喜市条例第122号）の一部を次のように改正する。

別表第1久喜市立くりっ子放課後児童クラブの項中「60人」を「100人」に改め、同表久喜市立ほほえみ放課後児童クラブの項を次のように改める。

久喜市立しずか学童クラブ	久喜市佐間266番地1	30人
--------------	-------------	-----

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成27年12月1日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

平成28年4月1日開設予定の栗橋公民館及び栗橋西小学校敷地内に設置する放課後児童クラブについて、名称、定員を久喜市放課後児童クラブ条例に位置付ける必要があることから所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。